

日 薬 業 発 第 145 号
平成 30 年 7 月 19 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫

**健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布及び
「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省保険局長ほかより別添のとおり通知及び連絡がありましたのでお知らせいたします。

高額療養費の算定基準額等を段階的に見直すことにつきましては平成 29 年 8 月 1 日付け日薬業発第 151 号ほかにてお知らせしたところですが、高額療養費の算定基準額等の見直しを盛り込んだ健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）が公布されました。これら施行日は平成 30 年 8 月 1 日となります。

また、これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等が一部改正され、所得区分が細分化されることに伴い限度額適用認定証の適用区分等から所得区分に応じて特記事項欄に記載することとなります。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

(別添)

1. 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について
(平成 30 年 7 月 13 日付け保発 0713 第 1 号・厚生労働省保険局長)
2. 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(平成 30 年 7 月 13 日付け事務連絡・厚生労働省保険局医療課・抄)

保発 0713 第 1 号
平成 30 年 7 月 13 日

全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
地方厚生（支）局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
健康保険組合連合会長
日本医師会長
日本歯科医師会長
日本薬剤師会長

殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）については本日公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされたところで、改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、施行に向けてスケジュール等に十分に留意していただきますようお願いいたします。

なお、施行に向けた準備に当たっては、「高額療養費制度の見直しに関する Q&A」（平成 30 年 5 月 11 日付け厚生労働省保険局事務連絡）をご参照ください。

記

第 1 改正の趣旨

制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等を見直すものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正

① 高額療養費関係

- ・ 70歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、一般区分の外来特例に係る算定基準額の引き上げを行うこと（14,000円→18,000円）。
- ・ 70歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、現役並み所得区分の外来特例の廃止、区分の細分化、算定基準額の引き上げ等を行うこと（※）。

(※) 現役並み所得区分Ⅲ（新設）：252,600円＋（医療費－842,000円）×1% <多数回140,100円>

現役並み所得区分Ⅱ（新設）：167,400円＋（医療費－558,000円）×1% <多数回93,000円>

現役並み所得区分Ⅰ（新設）：80,100円＋（医療費－267,000円）×1% <多数回44,400円>

- ・ 新設された現役並み所得区分Ⅱ及び現役並み所得区分Ⅰについては、保険医療機関等において被保険者証又は高齢受給者証を提示しても限度額の把握ができないことから、被保険者等の申請に基づき、あらかじめ保険者が認定を行い、限度額適用認定証を発行すること。

※ 75歳到達時特例対象療養、特定給付対象療養及び特定疾病給付対象療養に係る高額療養費の算定基準額についても、同旨の改正を行うこと。

② 高額介護合算療養費関係

70歳以上の被保険者等に係る高額介護合算療養費について、現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等を行うこと（※）。

(※) 現役並み所得区分Ⅲ（新設）：212万円、現役並み所得区分Ⅱ（新設）：141万円、現役並み所得区分Ⅰ（新設）：67万円

2 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）等の一部改正

船員保険法施行令、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）について、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

3 準備行為

1①の保険者の限度額適用の認定については、施行後速やかに被保険者が保険医療機関等において現物給付を受けられることができるよう、本政令の施行日前においても保険者がその認定を行うことができることとする。

第3 施行期日

平成30年8月1日から施行すること。

(参考1) 70歳以上の高額療養費の見直しについて

<本政令による改正前>

所得区分	外来特例(個人)	限度額(世帯)
	現役並み所得 (標準報酬月額28万円以上、課税所得145万円以上(※))	57,600円
一般 (標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満)	14,000円	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



<本政令による改正後>

所得区分	外来特例(個人)	限度額(世帯)
	現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額83万円以上、課税所得690万円以上)	廃止
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額53万円以上79万円以下、課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回該当:93,000円>	
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額28万円以上50万円以下、課税所得145万円以上(※))	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	
一般 (標準報酬月額26万円以下、課税所得145万円未満)	18,000円	57,600円 <多数回該当:44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

(※) 標準報酬月額28万円以上の者又は課税所得145万円以上の者であっても、被保険者及びその被扶養者の収入の額が520万円(当該被扶養者がいない者にあつては、383万円)未満等の場合は現役並み所得区分ではなく一般区分になる(健康保険法施行令第34条等)。

(参考2) 70歳以上の高額介護合算療養費の見直しについて

<本政令による改正前>

所得区分	限度額
現役並み所得 (標準報酬月額 28 万円以上、課税所得 145 万円以上)	67 万円
一般 (標準報酬月額 26 万円以下、課税所得 145 万円未満)	56 万円
低所得者Ⅱ	31 万円
低所得者Ⅰ	19 万円



<本政令による改正後>

所得区分	限度額
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額 83 万円以上、課税所得 690 万円以上)	212 万円
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額 53 万円以上 79 万円以下、課税所得 380 万円以上)	141 万円
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額 28 万円以上 50 万円以下、課税所得 145 万円以上)	67 万円
一般 (標準報酬月額 26 万円以下、課税所得 145 万円未満)	56 万円
低所得者Ⅱ	31 万円
低所得者Ⅰ	19 万円

(※) 改正後の表中の所得区分(現役並み所得Ⅰ～Ⅲ)について、所得の基準は、高額療養費の70歳以上の算定基準額における所得の基準と同様とする。

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 13 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛て連絡するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

<抄>

保医発0713第1号
平成30年7月13日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

）殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成30年政令第210号）が本日公布され、平成30年8月1日から施行されることである。

これに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保発第82号）及び「訪問看護療養費請求書等の記載要領等について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正し、平成30年8月1日から適用する。

なお、主な改正内容等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に周知徹底を図らねばならない。

記

1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」の主な改正内容

高額療養費制度の見直し（平成30年8月施行分）により、70歳以上における現役並み所得区分の外来特例の廃止及び高額療養費の算定基準額の細分化が行われることに伴い、「特記事項」欄に記載する略号について、70歳以上と70歳未満を共通（「35多才」を除く。）とすること。

また、高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合又は新たに発行される限度額適用認定証の適用区分（現役並みⅠ・Ⅱ）等から、それぞれの所得区分に応じて、「26区ア」、「27区イ」、「28区ウ」、「29区エ」又は「30区オ」を「特記事項」欄に記載すること。（医科、歯科及び調剤を対象とする。）

また、難病法による特定医療又は特定疾患治療研究事業に係る公費負担医療において、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当に該当した場合には、所得区分に応じ、「特記事項」欄に「31多ア」、「32多イ」、「33多ウ」又は「34多エ」を記載すること。なお、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の対象は入院のみであるため、医科・歯科の入院外の診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書に記載する必要はないこと。

2 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」の主な改正内容

高額療養費制度の見直し（平成30年8月施行分）により、70歳以上における現役並み所得区分の外来特例の廃止及び高額療養費の算定基準額の細分化が行われることに伴い、「特記」欄に記載する略称について、70歳以上と70歳未満を共通とすること。

また、高齢受給者証若しくは後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合又は新たに発行される限度額適用認定証の適用区分（現役並みⅠ・Ⅱ）等から、それぞれの所得区分に応じて、「26区ア」、「27区イ」、「28区ウ」、「29区エ」又は「30区オ」を「特記」欄に記載すること。

3 受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いについて（別添参照）

「難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証等に所得区分が記入されるまでの間の取扱いの延長について」（平成28年2月2日保医発0202第1号）は、引き続き適用するが、「特記事項」欄への記載について、高額療養費制度の見直し（平成30年8月施行分）に伴い一部変更するので留意すること。

なお、この取扱いについては、健康局難病対策課と協議済みであること。

4 その他

平成30年8月診療分から適用することとし、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行前の診療分については、なお従前の例によること。

医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証の提示パターンとレセプトの取扱いについて(平成30年8月1日以降、当面の間適用)

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
① 反映前の受給者証(受給者証に所得区分の記載がないもの)のみ	[70歳未満の場合] 特記事項へは記載しない [70歳以上の場合] 「29区エ」を記載する
② 反映前の受給者証+「3割」(現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等)	「26区ア」を記載する
③ 反映前の受給者証+限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする

※ 本取扱いは、平成28年2月2日健難発第0202第1号通知「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療に係る高額療養費の支給に係る事務について」及び平成28年2月2日健難発0202第2号通知「児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について」に基づく内容であること。